

# 特定非営利活動法人ゆあらいふ定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆあらいふという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を  
東京都千代田区丸の内1-8-3丸の内トラストタワー本館20階  
に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、人種、国籍、宗教、老若男女を問わず、人類が自然と社会と共存する事を目的に確立された古人より引き継いだ道徳を基盤に本法人に属する会員において、ひとりひとりの精神的自立、社会的自立、家庭的自立を支援とともに、各々の人生を更に自分らしく謳歌するために、相互に持つ力を合わせて、助け合い、幸福を共有し、共存共栄を世界に拡げ、次世代に本精神を順次伝える事を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動
- (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ソーシャルネットワークサービスを通して、会員にコンテンツサービスを提供する。
- (2) 企業・個人紹介および企業・個人による名刺交換会を実施する。
- (3) 企業・個人の持てる能力と本組織の能力を融合し、新たな事業を企画・運営する。
- (4) 定年退職キャリアが再び活躍する場を設け、彼らの持つ知識・経験を事業に活かす。
- (5) こどもの道徳教育に力を注ぎ、英知ある人財を育成し、人類全体の礎としていく。

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) こどもの福祉に貢献する事業を行う。
- (2) 老人の福祉に貢献する事業を行う。
- (3) 障害者の福祉に貢献する事業を行う。
- (4) 他の非営利活動法人と共同し、上記の福祉に貢献する事業を行う。

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、

第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失しきう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上50人以内

(2) 監事 1人以上25人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上10人以内を副理事長とする。

### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の

- 4 総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。  
5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。  
監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- (職務)**
- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。  
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。  
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。  
4 監事は、次に掲げる職務を行う。  
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。  
(2) この法人の財産の状況を監査すること。  
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。  
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。  
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

**(任期等)**

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。  
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**(欠員補充)**

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

**(解任)**

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。  
(1) 重度の心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。  
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。  
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

**(報酬等)**

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。  
4 設立時において役員報酬は定めないものとし、設立以降の運用に従いこれを定める。

## 第4章 会議

**(種別)**

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。  
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

**(総会の構成)**

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の除名
  - (4) 事業計画及び收支予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び收支決算
  - (6) 役員の選任及び解任
  - (7) 役員の職務及び報酬
  - (8) 入会金及び会費の額
  - (9) 資産の管理の方法
  - (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (11) 解散における残余財産の帰属
  - (12) 事務局の組織及び運営
  - (13) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年2回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

- 第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### (総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については

- 4 出席したものとみなす。  
総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数  
(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### (理事会の構成)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名  
(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

#### (構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入

#### (区分)

- 第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

#### (管理)

- 第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

#### (会計の原則)

- 第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### (会計区分)

- 第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

#### (事業年度)

- 第42条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

- 第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、

理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び收支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の運営するホームページ内に設置された電子掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### 第9章 事務局

#### (事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第10章 雜 則

#### (細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 大山亮

副理事長 竹下淳

理事 谷内良秋

理事 玉田真司

監事 久原康浩

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年9月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 設立時における理事、監事、社員からは会員費の徴収は行わないものとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	3,000円
	賛助会員（個人・団体）	30,000円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	10,000円
	賛助会員（個人・団体）	一口100,000円 (一口以上)

# 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿

特定非営利活動法人ゆあらいふ

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
1	理事	オオヤマアキラ 大山亮		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	理事長
2	理事	タケシタジュン 竹下淳		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	申請代表兼 副理事長
3	理事	タニナイヨシアキ 谷内良秋		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
4	理事	タマダシンジ 玉田真司		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
5	監事	クハラヤスヒロ 久原康浩		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
6				有・無	
7				有・無	
8				有・無	
9				有・無	
10				有・無	

## 特定非営利活動法人ゆあらいふ 設立趣旨書

人生において幸せとは、より自分らしく自分の人生を謳歌する事だと考えます。しかし昨今、政治不信だの、いじめだの、不景気だのと自分を顧みる機会が希薄になっています。政治に対しては、不平不満ばかりが目に付き、少しでも気に入らなければすぐに世論を持ちだし、政治家を更迭してしまいます。いじめにおいては、相手を自殺に追い込むことがゲームの様に人壊しを楽しむ風潮がまかり通っています。不景気という事を逆手に利己主義に走る者さえいます。その状況の中、ホームレスは増え、自殺者は急増し、インターネットでは氏素性のわからない事を理由に犯罪が横行している。その一つ一つの原因を紐解いてみれば、道徳教育の欠落が招いた事だと分かります。国民の3大義務は、教育・勤労・納税ですが、それさえ果たせば全てがまかり通ると思っている輩も少なくありません。なぜ、この3つを3大義務としたのか？その根本を問うならば、それは国を保つために必要な3大要素だからです。では、国を保つとはどういう事なのでしょうか？それは我々が先祖より受けついだ文化と限りある資源を次の世代に残すという事です。それこそが我々の最大の義務でしょう。人生一度切り、それを愉しくするのは自分だけでは難しいでしょう。人は考え悩みそして傷つき成長する葦なのです。そして人間の本性は獸であり、人間が社会に順応するために必要な理性を保つために必要なものは道徳教育だと考えます。しかし現在道徳教育は軽視され続け、理性を保てない大人が社会に蔓延し始めました。傷つく事を怖れるあまり相手を傷つけ、それを快樂とするものも現れています。そんな社会を次の世代に残したいのでしょうか？自分が産まれた理も知らず、悟れず、ただ社会の間に消えていく、そんな人生を誰が送りたいのでしょうか？人は生まれ、その時点から死というゴールに向かって歩みます。その誰もが辿りつくゴールに自分が何を残し、何を気付いたのか。その足跡の深さが人の価値だと我々は考えます。自分が何故生まれたのか、その理由を知り自分らしく、更に皆が求めている自分として生き事が生きる喜びだと確信しています。だから我々は「あなたの人生、もっとあなたらしく」をモットーに一人一人の夢の実現を叶える事を奉仕として活動する会を結成しました。無限に宇宙は拡大しつつあります。そんな宇宙から見れば、我々の住む地球は点にも満たないちっぽけな世界です。そして死の世界に比べれば、生とは稀の零に近い時間です。その奇跡の中でそれ以上の奇跡はないと考えます。出逢いはすべて必然、出逢いの一つ一つを大切にゆあらいふを通して皆が皆の人生の応援をする事で一人一人の夢が叶う信じています。お年寄りにはもっと活動する場を、こども達には道徳教育を施し、国境を越え、人種・宗教・国籍・老若男女問わず、皆が笑って、もっと自分らしく生きる社会を作ります。そしてそれを世界に拡げ、次の世代にこれを託します。これこそが我々の使命と考えます。

平成22年 9月 8日

代表者 住所又は居所  
[REDACTED]

氏名 竹下 淳  
[REDACTED]

# 22年度 事業計画書

設立日から 平成23年 9月 30日まで

特定非営利活動法人ゆあらいふ

## 1 事業実施の方針

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
IT事業	ソーシャルネットワークサービスを通して、会員にコンテンツサービスを提供する。	設立時より	当法人運営サイト	2人	0人	0
異業種交流会	企業・個人紹介および企業・個人による名刺交換会を実施する。	設立時より	各種会場	2人	0人	0
新規事業開拓	企業・個人の持てる能力と本組織の能力を融合し、新たな事業を企画・運営する。	設立時より	当法人運営サイト	2人	0人	0
定年キャリア再生	定年退職キャリアが再び活躍する場を設け、彼らの持つ知識・経験を事業に活かす。	設立時より	各種会場	2人	0人	0
道徳教育の復興	子どもの道徳教育に力を注ぎ、英知ある人財を育成し、人類全体の礎としていく。	設立時より	当法人運営サイト	2人	0人	0

### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実予定期	実施予定期所	従事者の予定期人数	支出見込み額(千円)

# 23年度 事業計画書

平成23年10月1日から 平成24年 9月 30日まで

特定非営利活動法人ゆあらいふ

## 1 事業実施の方針

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	支出見込み額(千円)
IT事業	ソーシャルネットワークサービスを通して、会員にコンテンツサービスを提供する。	平成23年10月1日	当法人運営サイト	2人	0人	0
異業種交流会	企業・個人紹介および企業・個人による名刺交換会を実施する。	平成23年10月1日	各種会場	2人	0人	0
新規事業開拓	企業・個人の持てる能力と本組織の能力を融合し、新たな事業を企画・運営する。	平成23年10月1日	当法人運営サイト	2人	0人	0
定年キャリア再生	定年退職キャリアが再び活躍する場を設け、彼らの持つ知識・経験を事業に活かす。	平成23年10月1日	各種会場	2人	0人	0
道徳教育の復興	子どもの道徳教育に力を注ぎ、英知ある人財を育成し、人類全体の基礎としていく。	平成23年10月1日	当法人運営サイト	2人	0人	0

### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定期所	従事者の予定期数	支出見込み額(千円)
こども・老人・障害者福祉支援	こども・老人・障害者の福祉に貢献する事業を行う。	総会にて決議			
他のNPO活動支援	他の非営利活動法人と共同し、上記の福祉に貢献する事業を行う。	総会にて決議			

## 書式第8号（法第10条関係）

## 平成22年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書

設立日から 平成23年 9月 30日まで

特定非営利活動法人ゆあらいふ

(単位：円)

科 目	金額
(経常収支の部)	
I 経常収入の部	
1 会費・入会金収入	
入会金収入	0
会費収入	0
2 事業収入	
(1) IT	事業収入 0
(2) 異業種交流会	事業収入 0
(3) 新規事業開拓	事業収入 0
(4) 定年キャリア再生	事業収入 0
(5) 道徳教育の復興	事業収入 0
3 補助金等収入	
地方公共団体補助金収入	0
民間助成金収入	0
4 寄付金収入	50000 50000
5 その他収入	
利息収入	0 0
任意団体からの繰入金	0 0
6 その他の事業会計からの繰入	
経常収入合計	50000
II 経常支出の部	
1 事業費	
(1) IT	事業支出 0
(2) 異業種交流会	事業支出 0
(3) 新規事業開拓	事業支出 0
(4) 定年キャリア再生	事業支出 0
(5) 道徳教育の復興	事業支出 0
2 管理費	
役員報酬	0
給料手当	0
什器備品費	0
光热水費	0
消耗品費	0
通信運搬費	0
印刷製本費	0
租税公課	0
経常支出合計	0
経常収支差額	0
III その他資金収入の部	
1 固定資産売却収入	0
その他の資金収入合計	0
IV その他資金支出の部	
1 固定資産取得支出	0
2 その他の資金支出合計	0

当期収支差額	0	
前期繰越収支差額	0	
次期繰越収支差額	0	
(注) ····· 備考の5を参照		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、借入金限度額、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)

## 書式第8号（法第10条関係）

## 平成22年度 その他の事業 会計収支予算書

設立日から 平成23年 9月 30日まで

特定非営利活動法人ゆあらいふ

(単位：円)

科 目	金額		
(経常収支の部)			
I 収入の部			
1 事業収入	0	0	0
当期収入合計			0
収入合計			0
II 支出の部			
1 事業費	0		
2 管理費	0		
3 特定非営利活動に係る事業会計への繰出	0		
当期支出合計			0
当期収支差額			0

## 書式第8号（法第10条関係）

## 平成23年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支予算書

平成23年10月1日から 平成24年 9月 30日まで

特定非営利活動法人ゆあらいふ

(単位：円)

科 目	金額
(経常収支の部)	
I 経常収入の部	
1 会費・入会金収入	
入会金収入	0
会費収入	0
2 事業収入	
(1) IT	事業収入 0
(2) 異業種交流会	事業収入 0
(3) 新規事業開拓	事業収入 0
(4) 定年キャリア再生	事業収入 0
(5) 道徳教育の復興	事業収入 0
3 補助金等収入	
地方公共団体補助金収入	0
民間助成金収入	0
4 寄付金収入	50000 50000
5 その他収入	
利息収入	0 0
任意団体からの繰入金	0 0
6 その他の事業会計からの繰入	
経常収入合計	50000
II 経常支出の部	
1 事業費	
(1) IT	事業支出 0
(2) 異業種交流会	事業支出 0
(3) 新規事業開拓	事業支出 0
(4) 定年キャリア再生	事業支出 0
(5) 道徳教育の復興	事業支出 0
2 管理費	
役員報酬	0
給料手当	0
什器備品費	0
光熱水費	0
消耗品費	0
通信運搬費	0
印刷製本費	0
租税公課	0
経常支出合計	0
経常収支差額	0
III その他資金収入の部	
1 固定資産売却収入	0
その他の資金収入合計	0
IV その他資金支出の部	
1 固定資産取得支出	0
2 その他の資金支出合計	0

当期収支差額	0	
前期繰越収支差額	0	
次期繰越収支差額	0	

(注) ····· 備考の5を参照

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、借入金限度額、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)

## 書式第8号（法第10条関係）

## 平成23年度 その他の事業 会計収支予算書

平成23年10月1日から 平成24年 9月 30日まで  
特定非営利活動法人ゆあらいふ

(単位：円)

科 目	金額		
(経常収支の部)			
I 収入の部			
1 事業収入			
(1) こども・老人・障害者福祉支援	事業収入	0	0
(2) 他のNPO活動支援	事業収入	0	0
当期収入合計		0	0
収入合計		0	0
II 支出の部			
1 事業費			
(1) こども・老人・障害者福祉支援	事業支出	0	0
(2) 他のNPO活動支援	事業支出	0	0
2 管理費		0	0
3 特定非営利活動に係る事業会計への繰出		0	0
当期支出合計		0	0
当期収支差額		0	0